

## 別表十七の三（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、外国法人が法第142条の3（保険会社の投資資産及び投資収益）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「投資資産の額」の各欄は、保険業法施行規則第47条各号（資産の運用方法の制限）に掲げる方法により運用を行う資産について外国法人のその事業年度終了の時に於ける貸借対照表に計上されている金額を記載します。
- 3 「責任準備金相当額7」は、外国法人のその事業年度終了の時に於いて保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第116条第1項（責任準備金）に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。
- 4 「支払備金相当額8」は、外国法人のその事業年度終了の時に於いて保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第117条第1項（支払備金）に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。
- 5 「恒久的施設に係る責任準備金の額9」は、外国法人のその事業年度終了の時に於いて恒久的施設に係る責任準備金（保険業法第199条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第116条第1項に規定する責任準備金をいいます。）として積み立てられている金額を記載します。
- 6 「恒久的施設に係る支払備金の額10」は、外国法人のその事業年度終了の時に於いて恒久的施設に係る支払備金（保険業法第199条の規定により読み替えられた同法第117条第1項に規定する支払備金をいいます。）として積み立てられている金額を記載します。
- 7 「令第187条第3項第1号に掲げる金額23」から「令第187条第3項第3号に掲げる金額25」までの各欄に金額の記載がある場合には、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。